

昭和五十七年六月二十九日受領  
答 弁 第 一 三 三 号

(質問の 一三)

内閣衆質九六第一三三号

昭和五十七年六月二十九日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員稲葉誠一君提出鈴木内閣の「公約」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員稲葉誠一君提出鈴木内閣の「公約」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

鈴木内閣としては、公約を定義し、その上である具体的な政策がそれに当たるか否かの区別をしたことはないし、また、一般的に、内閣が国民あるいは外国に対して政策を表明する方法は限定的なものではないと考えるが、鈴木内閣としてどのような政策を重点的に推進するかについては、鈴木内閣発足以来の国会における政府演説等により御承知願いたい。

なお、内閣総理大臣及び閣僚が国会において表明する政策については、国会の地位にかんがみれば、その誠実な実行に対する責任は重いものがあると考ええる。

三について

鈴木内閣は、政治倫理の確立、行政の改革、財政の再建、国際経済摩擦の解消、対外経済協

力の推進、総合安全保障の確立などその重点政策について、全力を傾けて遂行しているところであり、その成果は、着実に挙がりつつあるものと考えている。

鈴木内閣としては、今後とも国民の理解と協力を得つつ、国民の納得が得られる成果の実現を目指して、諸政策の遂行に努めていくつもりである。

右答弁する。